

○ Pushto(Afghan)  
 ⊗ Persian  
 Kurdish  
 ○ Armenian  
 Caucasian  
 South Caucasian  
 ○ Georgian  
 North Caucasian  
 Aokhasian  
 Kabadian  
 Semitic  
 ⊗ Arabic  
 South Arabic  
 ○ Hebrew  
 ○ Amharic  
 Berder Languages

Yoruba  
 Gur  
 Central  
 Efik  
 Tiv  
 Bantu  
 ○ Swahili  
 Kongo  
 Luba  
 Ngala  
 Shona  
 Ganda  
 Zulu  
 KhOisan  
 Hottentot  
 Bushman  
 Africaans

⊗印はアジア・アフリカ言語文化研究センターにおいて第一次にとりあげる言語。

⊗印は東京外語、大阪外語、天理外語の何れかで現在教授されているもの。

5-24

庶発第441号 昭和36年6月12日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長 和 達 清 夫

#### 大学制度の改善について(勧告)

本会議、わが国の学術振興特に大学制度のあり方についてかねてから深い関心を持ち、継続的に討議を重ねてきましたが、大学制度の改善について学術体制委員会の結論に基き、第192回運営審議会の議を経て次のように勧告します。

#### I 大学の目的と性格

##### A. 大学の種別

大学(短期大学を除く。以下同じ。)をいくつかの種類(たとえば大学院を有する大学と有しない大学)に制度上区別し、その種別に応じて、教員定員のきめ方、履修単位の種類と数(たとえば一般教育科目の単位数)、教官研究費、学生経費の積算単価等に差別を設けることは適当でない。

これらの基礎条件や基準はすべての大学を通じて単一の方針をもつて貫かれるべきものであつて、各大学はこの基準の上に立つて、それぞれ特色ある自主的運営を期すべきである。特に現在、

予算の積算基礎および教員定員に關して存在する講座制と学科目制の差別は、後に述べるごとく大学院に關する措置を別途に講ずることを前提として、これを撤廃することが必要である。

## B. 大学の修業年限

大学の修業年限は、現制を維持すべきである。

専門教育の強化は、教育内容の改善、単位制の弾力的運用などによつてある程度達成されるであらう。

さらに高度の専門教育を必要とする分野では、大学院修士課程の拡充によつてそれぞれを充すことができるであらう。ただし、それへの過渡的措置として特定の学部学科に關しては必要に応じて、1年の修業年限の延長を行ないうるように措置することが認められる。

## C 大学の学部構成

### 1) 文理学部

文理学部の将来については、(1)国家的ならびに地方的必要性を考慮して、これをいくつかの単純かつ充実した学部に分離改編する方向と、(2)これをそのままの形で強化し、例えば社会科学分野の拡充をはかるなどの措置を講ずることによつて、複合学部として維持育成する方向とが考えられる。

したがつて、現在の文理学部をこの両方向のいずれかにおいて適切に策定して、大学教育全体の強化となるように積極的に改編または育成をはかるべきである。

### 2) 教員養成

教員養成は総合大学において行なうことを原則とすべきである。教員養成を主目的とする単独の大学を存置する場合にも、この趣旨にそつて、本来の意味における学芸大学の性格をもつた大学を育成すべきである。

工業教員の大量な需要に応ずるために高校卒を入学資格とする短期の教員養成機関を設けることは本筋でない。工業教員の要員充足のために必要なことは、このような応急養成施設の設置よりも、むしろ大学卒業者が進んで工業教員を志望するようになるための諸条件を整えることである。

ただ、それが実効をあげえない状態のもとにおいては、むしろ4年制大学または短期大学の卒業者を対象とした臨時養成施設を考慮すべきであらう。

## D 単位制度

現在の単位制度は、示されている基準を形式的に守るだけのものとなつて、学力低下の原因の一つとなる場合を生じている。しかしこれを廃止するよりも、その前に次の3項目を試みてこれを活かす努力をすることが必要である。

- (1) 一般教育科目は専門教育科目との関連において、その内容に弾力性をもたせること。たとえば一般教育科目のうち、基礎教育科目単位をもつて振替えを認める単位数(現行8単位)をふやすことなどの措置を講ずること。そのために必要ならば大学設置基準を改めること。
- (2) 単位制度を効果的に運用するために必要な人的・物的(司書、学習用図書、閲覧室等)諸条件を完備させる措置をとること。
- (3) 体育保健は単位制度からはずし、学生の保健指導、健康管理の面から別途そのあり方を再検

討し、ことにそのための人的・物的条件を充実させること。

## II 大学院

### A 博士と修士

大学院の博士課程と修士課程とは本来別個の課程である。これは、研究分野によつては修士課程は高度職能技術者養成に重点をおき、博士課程は研究者養成ないし研究指導者養成に重点をおく必要があることを認めた考えである。したがつてこの考え方にもとづいて、たとえば、工学系等高度職能技術者の養成教育を拡充する必要がある分野では、修士課程の定員を拡大し、あるいは修士課程を新設すべきであり、また、学問の分野によつては博士課程のみをおくこともできるようにすべきである。

これらいずれの場合にあつても、実際の運用にあつては、博士・修士両課程の間の学生の移動を認めるなど弾力性をもたせるべきである。

### B 学部と大学院との関係

大学院の機能を充実させるためには、大学院に専任の教職員、専用の施設・設備および研究費を配し、その管理を独立させることが必要である。もとよりその場合にも学部との関係は、教員や施設の共用等、有機的な関連を保つべきである。

このように大学院に独立性を与えることを前提として、学部のみに関しては大学院をもつ大学ともたない大学との間に教員の定員、予算の積算基礎等について差別を設けるべきではない。

### C 大学院学生の処遇

現在の学術体制上の諸矛盾は、今日の大学院が次代の科学を担うに足りる適格者を十分に集めえないでほぼ半数の空席を残しており、しかもその卒業者が必ずしも研究者、高度技術者としての適職についていないという事実の上に集中的に表現されている。

この事態を改めるためには多角的な対策が必要と考えられるが、当面、大学院学生の処遇を改善して、安定した研修生活を続けるように配慮することが重要である。そのためには、特に博士課程の学生については、その1部の者はすでに研究者としての社会的貢献をなしつつあることをも考慮して、次のような措置を講ずべきである。

- (1) 大学院学生、ことに博士課程の学生には、その全員に対して奨学資金を給費として支給すること。その支給額もなるべく学部卒のまま就職した者の給与に準じた額とし、彼等の生活を十分に保証するに足りるものとするのが望ましい。
- (2) 博士課程を終了した者の研究継続のために、日本学術振興会の奨励研究生制度のごとき制度を一層拡充すること。

### D 大学附置研究所は研究のみの機関であつて教育に関係すべきでない」と理解されてきたが、これは現在の大学院制度の生まれる以前の考え方であつて、現在の大学院制度に即していえば適当でない。

すなわち、すべての附置研究所に一律に大学院学生を指導を課すべきでないが、大学院、特に博士課程の学生の1部の指導を担当することは、むしろ附置研究所の機能の1部をなすものとするのが望ましい。